

介護保険 負担限度額認定申請注意事項

○概要

この制度は、特別養護老人ホームなどの施設やショートステイを利用したときの食費及び居住費（滞在費）について、収入の低い方に自己負担の上限額を設け、負担の軽減を図る制度です。

※有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、グループホーム、小規模多機能型居宅介護、通所介護（デイサービス）等を利用した際の食費・居住費については、軽減の対象にはなりません。

○認定要件 次の1及び2のいずれも満たす方

1. 本人及び同一世帯の方、配偶者が市民税を課税されていないこと
2. 本人及び配偶者の預貯金等が基準額以下であること

※配偶者には、世帯分離をしている配偶者、内縁関係の者を含みます。

※対象となるのは、預貯金、投資信託、有価証券、その他の現金、負債（一般的な金銭の借入、住宅ローン等）などです。生命保険、貴金属（時価評価額の把握が困難なもの）は対象外です。

○申請に必要なもの

- ・介護保険負担限度額認定申請書
- ・本人と配偶者の預貯金口座残高の写し（銀行口座や郵便貯金口座、定期預金など全て）
※金融機関名・支店名・口座番号・口座名義人と最終残高がわかるようにお願いします。
（通帳であれば、表紙を1枚めくったページと、申請日から直近2ヶ月分の記帳がされたページ）
- ・その他投資信託、有価証券等がある場合には、証券会社や銀行口座の写し
- ・負債がある場合は、借用証明書の写し
- ・マイナンバーカードもしくは通知カードおよび本人確認資料（運転免許証、保険証等）
- ・介護保険被保険者証

○利用方法

利用する施設に『介護保険負担限度額認定証』を必ず提示してください。

※提示しない場合には、食費・居住費の軽減対象になりませんので、ご注意ください。

有効期間開始日は、申請日の属する月の初日（1日）にさかのぼります。

有効期間終了日は、毎年7月31日です。（認定者には、毎年7月頃に更新の案内を送付します）

○申請書の提出・お問い合わせ先

恵那市役所高齢福祉課 介護保険係（または振興事務所でも申請できます。）

〒509-7292 恵那市長島町正家一丁目1番地1

TEL 0573-26-2111